

○京丹後市公の施設の使用料等の減免対象となる団体の登録に関する要綱

令和 4 年 1 2 月 2 3 日

告示第 2 7 6 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、京丹後市が設置する公の施設の使用料等の減額又は免除の対象となる団体（以下「減免団体」という。）の登録について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において「公の施設」とは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則（令和 4 年京丹後市規則第 6 5 号。以下「減免基準規則」という。）第 2 条第 1 項に規定する施設をいう。

(減免団体の登録)

第 3 条 減免基準規則別表第 2 使用料等の減免基準第 5 及び第 6 の項の規定により使用料等の減額又は免除（以下「減免」という。）を受けようとする団体は、減免団体の登録を受けなければならない。

2 減免団体の登録を受けることができる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 京丹後市内に所在地を有する団体であること。
- (2) 青少年の健全育成、地域福祉の向上、地域の活性化、市民の健康づくり、市民の生きがいがいづくり等の活動を目的として設立された団体（事業所の従業員等で構成される団体を除く。）であること。
- (3) 団体の構成員が 3 人以上で、構成員の 3 分の 2 以上が本市に住所を有すること。
- (4) 活動の目的に賛同する市民が加入し、及び脱退することができること。
- (5) 年間を通して継続的な活動を行っていること。
- (6) 団体の規約又は規約に準ずるものによって、団体の活動目的及び代表者を定めていること。
- (7) 営利活動、政治活動又は宗教活動を行う団体でないこと。

(登録の申請)

第 4 条 減免団体の登録を受けようとする団体の代表者は、京丹後市公の施設使用料等減免団体登録申請書（様式第 1 号。以下「登録申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 団体の規約又は規約に準ずるもの
- (2) 団体の役員名簿（役員ごとに氏名、住所及び生年月日を記載したもの。）
- (3) 団体の活動計画又はこれに準ずるもの

2 前項の規定にかかわらず、複数の団体によって構成される団体のうち市長が認める代表団体（以下「代表団体」という。）については、登録申請書を代表団体の代表者が一括して申請することができるものとする。この場合において、前項各号に掲げる書類の添付を省略することができるものとする。

（登録の決定等）

第5条 市長は、前条の規定による登録申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、減免団体の登録をすると決定したときは京丹後市公の施設使用料等減免団体登録証（様式第2号。以下「登録証」という。）を交付し、減免団体の登録をしないと決定したときは京丹後市公の施設使用料等減免団体登録却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（登録の効果）

第6条 減免団体の登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）が公の施設を利用する場合は、当該施設の使用料等を減免する。ただし、登録団体であっても、登録証に記載された活動目的以外の目的で利用する場合は、当該施設の使用料等を減免しない。

（登録の有効期間）

第7条 登録の有効期間は、3年を超えない範囲とし、当該期間の始まりは市長が定める年度の4月1日からとし、当該期間の終わりは市長が定める年度の末日までとする。

2 第5条の決定があった減免団体の登録の有効期間の始まりは、当該決定があった日とする。ただし、当該日が前条に規定する期間の開始前であるときは、当該期間の開始日とする。

3 前項に規定する登録の有効期間は、その始まりが第1項に規定する登録の有効期間の始まりの日の翌日以後である場合は、当該登録の有効期間の残期間とする。

（登録の変更等）

第8条 登録団体又は代表団体の代表者は、登録団体が次の各号のいずれかに変更が生じたときは、改めて減免団体の登録を受けなければならない。

- (1) 団体名
- (2) 活動目的
- (3) 毎年度4月1日において、減免基準規則別表第2使用料等の減免基準第5及び第6の項に規定する減免基準

2 登録団体又は代表団体の代表者は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、書面により、速やかにその旨を市長に申し出なければならない。

(1) 第3条第2項に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 登録証を紛失し、又は損傷したとき。

3 市長は、前項第2号による申出があったときは、登録証に「再交付」と記して交付する。

(登録の取り消し等)

第9条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

(1) 減免基準規則別表第2使用料等の減免基準第5及び第6の項に規定する減免基準に該当しなくなったとき。

(2) 第3条第2項に規定する要件に該当しなくなったとき。

(3) 虚偽の申請により登録を受けたとき。

(4) 登録団体として不適当と認められる行為があったとき。

(5) 登録団体又は代表団体の代表者から減免団体の登録の取り消しの申出があったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が減免団体の登録を取り消すべき事由が生じたと認めるとき。

2 市長は、必要があると認めるときは、登録団体又は代表団体に対し、当該団体の活動について説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年12月23日から施行し、令和5年4月1日以後の利用に係る使用料等の減免について適用する